

公益社団法人トライアスロンジャパン

謝金支給規程

(2025年12月17日理事会承認)

(目的)

第1条 この規程は公益社団法人トライアスロンジャパン（以下「トライアスロンジャパン」という。）の事業において支給する諸謝金に関する基準を定めることにより、業務の円滑な運営を行うことを目的とする。

(支給対象者及び業務内容)

第2条 諸謝金の支給対象者及び対象業務の内容については、別表に掲げるとおりとする。ただし、大会主催者等から別途謝金が支払われる場合は支給しない。

(支払方法)

第3条 諸謝金は支給対象者本人名義の銀行口座への振込を行うものとする。ただし、銀行口座への振込によることができない場合は他の方法により支給することができる。

(源泉徴収)

第4条 トライアスロンジャパンは法令の定めるところに従い定率の源泉徴収を行った後、支給対象者に諸謝金を支払う。

(領収書の受領)

第5条 この規程第3条ただし書きに定める方法により謝金の支払いを行った場合、トライアスロンジャパンは支払先から所定の領収書を受領しなければならない。

(委託・助成事業)

第6条 外部諸機関等による委託並びに助成事業において諸謝金の支給を行う場合は、当該機関等の規程に基づき支給することができる。

(その他)

第7条

この規程第2条の規定に関わらず、特別な事情がある場合は当該者の経験及び実績を勘案し、金額を調整することができる。

2. トライアスロンジャパン主催共催大会・事業等において、トライアスロンジャパン役員（理事・監事）が支給対象者となる場合は、対象事業と担当役員の理事会承認を受けなければならない。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

(規程の改廃)

1. この規程は、2015年（平成27年）6月9日から施行する。
2. 2024年（令和6年）3月14日改正（第7条）

(別表)

支払対象者	業務内容	単位	単価の上限
スポーツドクター	選手強化活動	1日	30,000円
トレーナー・鍼灸マッサージ	選手強化活動	1日	30,000円
バイクメカニック	選手強化活動	1日	30,000円
栄養管理士	栄養指導	1日	20,000円
栄養管理士	調理を伴う栄養指導	1日	30,000円
外部専門コーチ	選手強化活動	1日	30,000円
医師	指定大会での救護・治療等	1日	30,000円
看護師	指定大会での救護・看護等	1日	10,000円
講師	研修会・講習会等の講演	1回	10,000円
技術代表・審判長	日本選手権	1大会	30,000円

備考1) 移動日については、旅程内容により判断する。

備考2) 「単価の上限」は、業務内容や専門分野での特殊性などを考慮し表記以上を支給する場合がある。